

議事要旨 実務対応報告公開草案「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」について

冒頭、西川委員長より、本日の委員会では公開草案(案)について審議を行ったうえで公表についての議決を行いたい旨の説明がなされた。続いて、秋葉主席研究員より、審議事項(1)-1の「組み合わせ②-a」に沿った公開草案(案)の説明がなされた後、論点3「その他有価証券から満期保有目的の債券への振替」および論点4「仮に改正を行う場合の適用時期」に関する代替的な選択肢として、「組み合わせ②-b、c」に沿った場合の案の説明がなされた。また、コメント期限については11月28日(金)を予定しているとの説明がなされた。

委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 稀な場合の定義については、「投げ売りであれば売却は可能かもしれないが、適正な価格、いわゆる時価で売ることができない場合」といった内容にすべきである。
- ・ 今回のような金融危機に際して、会計基準設定主体が会計上できることを検討し対応することは正しい。論点3については、稀な場合に限らず振替を認める案(丙案)が望ましい。なお、満期保有目的への振替は、その要件およびテインティング・ルールが存在を前提とすれば、デフォルト確率が極めて低い、質の高い債券のみが対象になり得ると考えている。論点4に関しては、市場の大きな変動を受けて、保有に関する何らかの意思決定が既に行われているケースも多いと考えられるため、適用時期を10月1日としても、そうした事実の確認ができることを前提にすれば恣意性の問題は排除できるのではないかと。
- ・ 振替を認めることには反対である。前回述べた3つの理由に加え、振替を行うという経営者の決定に対して投資家がネガティブに反応することを前提とすれば、振替を認めても実際の適用は困難であるため、本公開草案を公表すべきでない。
- ・ 実体経済への影響を緩和するという意味で、振替を認める今回の対応に賛成である。論点3については、緊急対応という性質を考えれば稀な場合に限定する案(乙案)が妥当である。論点4については、実効性の観点から遡及適用を認めるべきであろう。このほか、以下の3つについて質問したい。①振替時の時価は市場が正常でない場合には理論値でよいか、②乙案であれば金融商品会計基準の定めに抵触しないが丙案であれば抵触するという考え方は程度問題ではないか、③対象範囲を金融機関に限定することは考えられるか。

これに対して事務局からは、①10月に公表した実務対応報告第25号を踏まえた対応となること、②解釈に幅はあるが、満期保有目的の要件は原則として取得時から継続的に満たす必要がある中で、丙案は本来であれば基準の改訂を要すると考えられること、③その場合には合理的な理由が求められることが説明された。

- ・ 会計基準が経営者の意図まで否定することは本来できないほか、現在の状況を勘案すれば、客観性の確保、十分な情報開示を前提条件としたうえで、事務局案を軸に

まずは公開草案を公表することに賛成である。

- 今回の措置が、流動性が著しく低下する中で当初の保有目的区分を変更せざるを得ないという状況への緊急的な対応であるとすれば、論点3については稀な場合に限定することが妥当である。なお、論点4については、遡及適用が必要とされる意思決定およびそれを客観的に確認できるような状況が存在するとは考えにくいいため、遡及適用は不要である。
- 論点3については稀な場合に限定しない案（丙案）、論点4については遡及適用が望ましい。また、一定期日後に見直すことを必ずしも現時点で決めておく必要はないのではないか。これに対して事務局からは、本来であれば、丙案はプロセスに時間を要する基準の改訂が必要と考えられるため、そうしたプロセスを経ない場合には、時限を設けた緊急的な対応として位置付ける必要があるとの回答がなされた。
- 財務諸表利用者の立場からは「組み合わせ①」が望ましいが、経済的な混乱が広がる中で、振替を認める公開草案を公表し広く意見を募集することには賛成である。論点4については遡及適用でないと実効性が乏しいと考えられる。また、緊急対応であることから一定期日後の見直しは必要であろう。
- 論点3については、本来は合わせて検討すべき満期保有目的の要件についての議論が十分できていないことから、稀な場合に限定する方向でもやむを得ない。なお、振替時の注記事項の一部については、IFRS との整合性を再度確認するとともに内容を明確化してほしい。
- 資本市場の透明性を確保しつつ、実体経済へのネガティブな影響を回避することができるような対応が必要である。この点、10月1日からの遡及適用でないと実効性が確保できないのはなぜか。例えば、その他有価証券から満期保有目的への振替であれば、損益への影響は基本的にないはずである。
- 振替時に市場価格を用いるとすれば、適用時期によって貸借対照表に与える影響が異なる。実効性の観点から、論点4について遡及適用を認める場合と認めない場合では相当の差があると考えている。
- 今回の局面では日米欧で対応を揃えることが重要であり、IASB が遡及適用を認めたのであれば日本でも遡及適用を認めるべきである。

ここまでの議論を踏まえて、西川委員長より、論点4の適用時期について委員の意見を再度確認したところ、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- 仮に遡及適用を認める場合には、遡及適用を利用した会計処理に期限を設けることが妥当である。これに対して西川委員長より、例えば最終的な公表物の公表が12月上旬であれば、12月末を期限とすることは一案であろうとの回答がなされた。
- 振替時の価格が今回の重要なポイントの一つである以上、遡及適用を認めることによる恣意性の懸念は大きい。
- 客観的に意思決定が確認できることを条件とするほか、12月末といった期限を設け

るのであれば、遡及適用を前提に公開草案でコメントを求めることには反対しない。

- ・ 10月1日より前、例えば9月中に意思決定を行っている場合も排除されないとの理解で良いか。これに対して事務局および西川委員長から、その場合には、会計上、10月1日を意思決定日とみなすような技術的な対応が適当ではないかとの回答がなされた。

ここまでの審議を踏まえ、西川委員長の指示により、論点3について稀な場合に限定し、論点4について遡及適用を認める場合の具体的な修正案について、秋葉主席研究員から以下のような説明がなされた。

- ・ 「組み合わせ②-a」に沿った文案をベースに、適用時期に関する記述について遡及適用を前提とした「組み合わせ②-c」の文案と入れ替える。
- ・ 遡及適用を利用した会計処理については12月末を期限とする。
- ・ 稀な場合の定義について、時価あるいは公正な評価額で売却できないという趣旨が反映されるような修正を行う。
- ・ 注記事項について必要に応じてIFRSとの整合性を図るほか、内容を明確化する。
- ・ 論点3について、稀な場合に限定しない案に関する審議過程での議論にも言及する。
- ・ 設例における会計処理の説明を必要に応じて修正する。

続いて、上記修正案に基づいて、字句修正は委員長に一任することを前提に採決が行われ、賛成11名、反対1名で実務対応報告の公開草案の公表が議決された。これを受けて西川委員長より、13日に公開草案を公表する方向で事務局において作業を行う旨の説明がなされた。

以上